

岐阜県公報

号外 (13) 平成二十七年 四月 一日

目次

規 則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 一

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (同) 一

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

告 示

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の一部改正 (廃棄物対策課) 二

規 則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「振興局」を「県事務所の」に、「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)」を「県事務所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽法施行細則(昭和六十年岐阜県規則第七十三号)の一部を次のように改

正する。

第四条第一項中「振興局の」を「県事務所の」に、「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。以下同じ。）」を「県事務所長」に改め、同条第二項中「振興局の」を「県事務所の」に、「振興局長」を「県事務所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年岐阜県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「振興局の」を「県事務所の」に、「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「県事務所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）」を「県事務所」に改める。

第十九条第二号、第二十条第二項第二号、第二十一条第二項第二号、第二十二条第二号及び第二十四条第二号中「振興局」を「県事務所」に改める。

第二十六条中「振興局の」を「県事務所の」に、「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「県事務所長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示 二示

岐阜県告示第二百三十八号

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成二十一年岐阜県告示第七百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

第八条第二項中「各振興局長又は各振興局事務所長」を「又は各県事務所長」に改める。

第九条第一項中「法第十五条の二の五第一項の規定による」を「若しくは法第十五条の二の六第一項の」に、「第八条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第六項中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

様式第九号、様式第十号、様式第十一号から様式第十四号まで及び様式第十七号中「（ 薪 燵 囲 爐 ）」を「（ 海 軍 機 油 ）」に改める。

附則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。